

年度市民税、県民税特別徴収税額の納期の
特例に関する申請書

(受付 号)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 松本市長 宛 申請者	住所又は所在地	(電話)
	氏名又は名称	
	法人番号 (個人番号は記載しないこと)	
	特別徴収義務者番号	

地方税法第 321 条の 5 の 2 及び松本市市税条例第 45 条の 2 の規定により特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

特例の適用をうけようとする税額	年 月 日以降の支給にかかる給与及び退職手当等に対する税額					
申請の日前 6 か月間の各月末の給与の支払いを受ける者の人員及び各月の支給金額 () 書は臨時雇用者にかかる者	月区分	支給人員	支給額	月区分	支給人員	支給額
	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)
	・			・		
	・	(外 人)	(外 円)	・	(外 人)	(外 円)
・	(外 人)	(外 円)	・	(外 人)	(外 円)	

現に市県民税の滞納があり、又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由に因るものであるときはその理由の詳細 申請の日前 1 か年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合にはその年月日	有 (年 月 日) 無
---	---------------

給与支払者 (特別徴収義務者) が個人事業主の場合は、法人番号欄に個人番号を記載しないよう注意してください。

記入例

市民税、県民税特別徴収税額の納期の
特例に関する申請書

(受付 号)

<p style="text-align: center;">○ 受付印 ○</p> <p>令和 3 年 6 月 1 日</p> <p>(宛 先)</p> <p>松本市長</p>	申 請 者	住所又 は所在地	(例) 松本市丸の内 3 番 7 号 (電話) 34 3000
		氏名又は 名称	(例) 松本市役所
		法人番号 (個人番号は記 載しないこと)	法人番号 (13 桁) の記入。 個人番号 (12 桁) は特定個人情報のため、記載しないで ください。
		特別徴収義 務者番号	指定番号の記入をお願いします。 (例) 56867018 5.6.7 から始まる 8 桁

地方税法第 321 条の 5 の 2 及び松本市市税条例第 45 条の 2 の規定により特別徴収税額の納期の特例につ
いての承認を申請します。

特例の適用を受けようと する税額	令和 3 年 6 月 1 日以降の支給にかかる給与及び退職手当等に対す る税額 年度当初から希望の場合
---------------------	--

申請の日前 6 か月間の各 月末の給与の支払いを受ける 者の人員及び各月の支給金 額 () 書は臨時雇用者にかか る者	月区分	支給人員	支給額	月区分	支給人員	支給額
	年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)
	2・12	5	600,000	3・3	5	600,000
	3・1	5	600,000	3・4	5	600,000
	3・2	5	600,000	3・5	5	600,000

<p>現に市県民税の滞納があ り、又は最近において著し い納付遅延の事実がある場 合において、それがやむを 得ない理由に因るものであ るときはその理由の詳細 申請の日前 1 か年以内に 納期の特例についてその承 認を取り消されたことがあ る場合にはその年月日</p>	<div style="border: 2px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">新たに特別徴収を開始する事業所は この欄は記入の必要がありません。</p> </div> <p style="text-align: center;">有 (年 月 日) 無</p>
---	--

給与支払者 (特別徴収義務者) が個人事業主の場合は、法人番号欄に個人番号を記載しないよう
注意してください。

申請についての注意事項

1 市民税・県民税の納期の特例について

この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与等の支払いを受ける人の人数が常時10人未満である特別徴収義務者が対象です。

(注) 「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人員は除きます。

2 上記1に該当する特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、松本市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

3 この規定はあくまでも特別徴収義務者が納入する納期の特例であるので、納税者からは、毎月必ず給与支払いの際に市民税・県民税を徴収してください。

4 この特例の承認を受けた場合には、次の期間中に支払った給与または退職手当等について、徴収した特別徴収税額はそれぞれ次に掲げる期間までに納入してください。

(納期限が休日の場合には翌営業日となります)

6月から11月までの徴収税額 12月10日まで

12月から翌年5月までの徴収税額 翌年6月10日まで

5 納期の特例について承認を受ける特別徴収義務者は、その者から給与の支払いを受ける人が、通常10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく松本市長に届け出なければなりません。

(注) 滞納や著しい遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられない場合があります。また、この承認を受けても滞納や納付遅延がありますと、この特例の承認を取り消されることがありますので、特にご注意をお願いします。

6 申請書の書き方について

欄には、申請者の所在地・名称・法人番号および特別徴収義務者番号に指定番号を記入してください。(個人事業主については、個人番号は絶対に記載しないでください)

欄には、特例の適用開始を希望する年月日を記入してください。

欄には、申請の日の前6か月の各月末の人員と各月の給与の金額を記入してください。なお、臨時の勤務者があるときには、その外の支給人員欄(外〇〇人)にその人数を、その外の支給額欄(外××円)に支給額をそれぞれ記入してください。

欄には、該当する場合に限り必要事項を記入してください。